

平成 29 年 1 月 31 日

公益社団法人東京都医師会
会長 尾崎 治夫 様

東京都福祉保健局長
梶 原 洋



がん検診精密検査結果の情報提供の取扱いについて

日頃より東京都の保健衛生行政につき格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
健康増進法第 19 条の 2 に基づき区市町村が実施するがん検診精密検査結果の情報提供の取扱いについて、下記内容を都内関係病院宛に通知しましたので、お知らせいたします。
貴職におかれましては、地区医師会への周知等よろしくお取り計らい願います。
今後とも、区市町村が実施するがん検診に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 精密検査結果の提供について

精密検査結果の区市町村又は区市町村から委託を受けた検診実施機関への提供については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日付医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）において、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 3 号に該当する個人情報保護法の例外事項として認められています。

2 根拠

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（抜粋）

III 医療・介護関係事業者の義務等

5. 個人データの第三者提供（法第 23 条）

(2) 第三者提供の例外

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

・がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供

※ガイドライン全文は、以下 URL よりご確認ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>)

